

## 1. 医療機関が報告する医療機能

### (1) 一般病床

◎ 各医療機関(診療所を含む。)は病棟単位で(※)、以下の医療機能について、「現状」と「今後の方向」を報告する。

※ 医療資源の効果的かつ効率的な活用を図る観点から医療機関内でも機能分化を推進するため、「報告は病棟単位を基本とする」とされている(「一般病床の機能分化の推進についての整理」(平成24年6月急性期医療に関する作業グループ))。

<各医療機能の内容(病期や診療密度別に大きく分類)>

- ・主として、急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、比較的診療密度の高い医療を提供する機能(「急性期(仮称)」機能)。
- ・主として、急性期を経過した患者、在宅・介護施設等からの患者であって症状の急性増悪した患者に対し、在宅復帰に向けた医療を提供する機能(「亜急性期(仮称)」機能)。
- ・主として、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(「回復期リハビリテーション(仮称)」機能)。

◎ その他報告すべき医療機能として、

- ・一つの病棟で複数持っている医療機能を位置づける。
- ・「障害者・特殊疾患(仮称)」の医療機能を急性期、亜急性期、回復期とは別に位置づける。

◎ 医療機能を選択する際の判断基準は、患者にとっても医療提供者側にとっても明確でわかりやすいものとする。

### (2) 療養病床

◎ 療養病床も対象とする。

## 2. 医療機能と併せて報告を求める事項

◎ 医療機関にとって極力追加的な負担が生じないように留意しつつ、選択した医療機能毎に、地域のビジョンを策定する上で必要な情報と、提供する医療の具体的内容を患者・住民・他の医療機関に明らかにする情報を報告事項として求める。

## 3. 病床機能情報の提供

◎ 都道府県は患者や住民に対し、医療機関から受けた情報をわかりやすく加工し、公表する。